

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																												
1	別表第10（第2条関係） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係事務手数料	別表第10（第2条関係） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係事務手数料																																												
	<table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>名 称</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この表において「法」という。）第4条の自動車運転代行業の認定の申請に対する審査</td><td>[略]</td><td><u>16,000円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事 務	名 称	金 額	1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この表において「法」という。）第4条の自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	[略]	<u>16,000円</u>	[略]			<table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>名 称</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この表において「法」という。）第4条の自動車運転代行業の認定の申請に対する審査</td><td>[略]</td><td><u>13,000円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事 務	名 称	金 額	1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この表において「法」という。）第4条の自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	[略]	<u>13,000円</u>	[略]																												
	事 務	名 称	金 額																																											
1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この表において「法」という。）第4条の自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	[略]	<u>16,000円</u>																																												
[略]																																														
事 務	名 称	金 額																																												
1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この表において「法」という。）第4条の自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	[略]	<u>13,000円</u>																																												
[略]																																														
[略]																																														
2	別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料	別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料																																												
	<table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>名 称</th><th>金 額</th><th>指定試験 機関等</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 [略]</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>12 [略]</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	[略]				11 [略]	[略]			12 [略]	[略]			[略]				<table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>名 称</th><th>金 額</th><th>指定試験 機関等</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 [略]</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>11の2 法第97条の2第1項 第3号イ又は第101条の4第 2項の認知機能検査</td><td>認知機 能検査 手数料</td><td><u>650円</u></td><td></td></tr><tr><td>12 [略]</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	[略]				11 [略]	[略]			11の2 法第97条の2第1項 第3号イ又は第101条の4第 2項の認知機能検査	認知機 能検査 手数料	<u>650円</u>		12 [略]	[略]			[略]			
	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等																																										
	[略]																																													
	11 [略]	[略]																																												
12 [略]	[略]																																													
[略]																																														
事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等																																											
[略]																																														
11 [略]	[略]																																													
11の2 法第97条の2第1項 第3号イ又は第101条の4第 2項の認知機能検査	認知機 能検査 手数料	<u>650円</u>																																												
12 [略]	[略]																																													
[略]																																														
[略]																																														
[略]																																														
[略]																																														

18 法第	[略]			
108条 の2第 1項各 号に掲 げる講 習	法第108 条の2第 1項第10 号に掲げ る講習	[略]	[略]	[略] <u>有限会社</u> <u>釜石自動</u> <u>車学校</u> [略]
	[略]			
	法第108 条の2第 1項第12 号に掲げ る講習	小型特殊 自動車免 許以外の 第一種運 転免許又 は第二種 運転免許 を受けて いる者に 対する講 習	[略]	講習 <u>1時間 2,050円</u>
		小型特殊 自動車免 許のみを 受けてい る者に対 する講習	[略]	講習 <u>1時間 1,500円</u>
	[略]			
[略]				

[略]

18 法第	[略]			
108条 の2第 1項各 号に掲 げる講 習	法第108 条の2第 1項第10 号に掲げ る講習	[略]	[略]	[略] <u>株式会社</u> <u>釜石自動</u> <u>車学校</u> [略]
	[略]			
	法第108 条の2第 1項第12 号に掲げ る講習	小型特殊 自動車免 許以外の 第一種運 転免許又 は第二種 運転免許 を受けて いる者に 対する講 習	[略]	5,800円 <u>法第97条の2第1 項第3号イ又は第 101条の4第2項 の認知機能検査の 結果に基づいて受 ける場合</u> <u>5,350円</u>
		小型特殊 自動車免 許のみを 受けてい る者に対 する講習	[略]	<u>2,350円</u>
	[略]			
[略]				

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。